

発議第 2 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月18日提出

提出者 松伏町議会議員 平野千穂

賛成者 松伏町議会議員 莊子敏一

賛成者 松伏町議会議員 福井和義

賛成者 松伏町議会議員 長谷川真也

松伏町議会議長 川上力様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活に支障をきたし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな要因になっています。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少によって、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

わが国の難聴者率は欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は難聴者1,430万人のうち14.4%の約210万人（「日本補聴器工業会」調べ）にすぎず、欧米諸国に比べて極端に低くなっています。これは、難聴を「医療」のカテゴリーでとらえて補助制度がある欧米に比べ、わが国は「障害者」のカテゴリーでとらえて補聴器購入に対する補助対象を絞り込んでいるためです。

国の補助対象は身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者に限られています。一方、補聴器の値段は片耳だけで3万円から20万円、両耳だと10万円から50万円にもなり、保険適用がないため全額自己負担となっています。また、低所得者にとっては、補聴器の購入そのものが困難と言わざるを得ません。このため、わが国でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対する助成制度が実施されているところです。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過すことができ、高齢者の社会参加の促進、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられます。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月18日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様